

## 『新業態開拓等支援補助金』の補助対象事業及び経費 事例

新業態開拓等支援補助金の申請が多く想定される事業及び経費について例示いたします。

### ◆ 申請にあたっての注意点

- ・ 交付の申請は1事業者につき1回までとなります。ただし、1回の申請で、複数の新業態の取組が可能です。
- ・ 複数の事業者による共同事業については、いずれかの1事業者が申請を行ってください。その場合、申請を行った事業者については、次回の申請はできません。(共同事業において申請を行わなかった事業者による次回の申請は可能です。)

### ◆ 補助率・補助上限額

- ・ 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、上限額は50万円です。

**ただし、対象経費ごとに上限額がありますので、以下の表をご確認ください。**

なお、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、補助対象経費ごとに、その端数金額を切り捨てるものとします。

### ◆ 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少したことに伴い、その売上の維持や減少幅の縮小、「3密」回避のために**令和2年1月以降に新たに取組む事業が対象です。**

なお、**令和元年12月以前からすでに実施している、また単に規模を拡大する事業、新規創業(従前の業種と異なる場合も含む)、公序良俗に反する事業、宗教活動・政治活動に関する事業は対象外です。**

### 【主な補助対象事業事例】

- ・ 飲食店において新たに宅配などデリバリーサービスの開始
- ・ 新たにテイクアウトサービスの開始
- ・ 通販販売サービスの開始
- ・ 語学教室等においてオンラインによる講義を開始
- ・ スポーツジムやインストラクターによるオンラインサービスの開始
- ・ 『3つの「密」(密閉空間、密集場所、密接場面)』を回避するための対策
  - 密閉空間を改善するための換気システムの機能向上
  - 行列などの密集場所を回避するための発券機、予約システムの導入
  - 密集場所や密接場면을回避するための店舗レイアウトの簡易な変更 等

### 【対象外事業事例】

- ・ 既存事業の規模を拡大する事業
  - 「単にメニューを増やす」
  - 「新型コロナウイルス感染症に関係のないレイアウト変更」
  - 「既存事業の広告や検索サイトへの掲載等の販売促進」 等
- ・ 新規創業(従前の業種と異なる場合も含む)
- ・ 令和元年12月以前からすでに実施している事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 宗教活動・政治活動に関する事業

## ◆ 補助対象経費

申請期間内に申請し、令和2年1月以降から令和3年1月末までに、新たに取り組む事業に要した経費(令和3年1月末までに契約・発注から納品・支払までの一連の経理処理を完了した経費)です。

ただし、令和2年1月以降で、交付決定前に着手した経費も支払いの確認ができれば対象とすることができます。また、事業内容審査によっては、以下の対象となる経費でも除外される経費があります。(事前にコールセンターへお問い合わせ下さい)

### 【 主な対象経費例 】

・以下の経費については「令和2年1月以降に新たに取り組む事業に係る経費」です。

・経費計上限度額とは、一つの品物、一つの契約に対する限度額を言い、**費目ごと**(設備費、器具・備品費など)の**上限額ではありません。**

対象経費	補助対象	補助対象外
<b>設備費</b> <b>経費計上限度額</b> <b>40万円まで</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅配・移動販売用車両(4輪車)のリース・レンタル料</li> <li>・宅配用バイク(2輪車, 3輪車)の購入費またはレンタル・リース料</li> <li>・テイクアウト食品用のショーケースの設置</li> <li>・宅配サービス等を行う上で必要な通信機器等(タブレット端末, 電子マネー決済ができる機器等)購入費またはリース・レンタル料</li> <li>・オンラインによる講義, フィットネスサービス等を行う上で必要な通信機器等(カメラ内臓パソコン, タブレット端末等)購入費またはリース・レンタル料</li> <li>・密閉空間を改善するための換気システム等</li> <li>・「3密」回避のための発券機や予約システム等 ※リース料も含まれます。</li> <li>※設備費(車両, バイク, 自転車等)は事業内容審査において, その規格, 台数, 価格等が事業内容と見合わないとは判断される場合には対象外となる場合があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅配・移動販売用車両(4輪車)の購入費</li> <li>・新業態に関係のない設備・機器等</li> <li>・令和元年12月以前から契約しているリース・レンタル料</li> <li>・単に食料品を保存するための冷蔵・冷凍庫</li> <li>・従業員に対するオンライン講習等のための通信機器(パソコン, タブレット端等)</li> <li>・従業員が行うテレワークのための通信機器(パソコン, タブレット端等)</li> <li>・携帯電話・スマートフォン</li> <li>・空気清浄機</li> <li>・扇風機, サーキュレーター</li> <li>・網戸</li> </ul>
<b>工事費</b> <b>経費計上限度額</b> <b>50万円まで</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな取組に必要な店舗レイアウト変更に係る改装費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新業態に関係のない改装工事等</li> </ul>
<b>器具・備品, 通信費</b> <b>経費計上限度額</b> <b>10万円まで</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅配サービス等を行う上で必要なインターネット環境の整備に係る費用(プロバイダ利用料等)</li> <li>・オンラインによる講義, フィットネスサービス等を行う上で必要なインターネット環境の整備に係る費用(プロバイダ利用料, システム利用料)</li> <li>・新たに開発したレトルトパウチ食品や冷凍食品の包装資材等</li> <li>・デリバリー, テイクアウト用の食器・容器等</li> <li>・テイクアウト・デリバリー用の使い捨てのプラスチックスプーン・フォーク, おしぼり等</li> <li>・密接回避のための飛散防止フィルム, パーテーション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新業態に関係のない器具・備品</li> <li>・既存の器具・備品の買い替え等</li> <li>・令和元年12月以前から契約しているプロバイダ利用料, システム利用料等</li> <li>・衛生用品</li> </ul>

<b>外注費</b>  <b>経費計上限度額</b> <b>50万円まで</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅配代行サービスのサイト登録料や利用料</li> <li>・予約・注文システムを搭載したホームページ作成費用</li> <li>・看板・デジタルサイネージ作成費用</li> <li>・チラシ、ポスター等のデザイン料</li> <li>・包装容器や包装資材のデザイン料</li> <li>・オンラインサービスに係る動画制作費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイト利用に伴う販売手数料</li> <li>・新業態に関係のない左記の制作・デザイン料</li> <li>・調査委託費</li> <li>・コンサルティング委託費</li> <li>・その他専門家謝金(旅費含む)</li> </ul>
<b>印刷製本費</b>  <b>経費計上限度額</b> <b>20万円まで</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ、ポスター等の印刷費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の用途に使用できる印刷物(名刺、封筒等)</li> <li>・新業態に関係のない印刷物</li> </ul>
<b>広告費</b>  <b>経費計上限度額</b> <b>20万円まで</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テイクアウトプラットフォーム等に商品を掲載する際の登録料や利用料</li> <li>・新業態のPRを目的とした、折り込みチラシ、新聞、雑誌、WEB広告等への広告掲載費等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存事業の広告掲載費(新業態と併せた掲載は可)</li> <li>・令和元年12月以前から掲載する広告費用、利用料等</li> </ul>

#### 【対象外経費】

人件費，車両購入費（ただし，宅配用バイク・自転車は除く。），施設の新築・増築・取得費，施設の保守管理費，家賃（保証金・敷金含む），不動産購入費，水道光熱費，**燃料費**，保険料，交際費（飲食・接待），公租公課（消費税及び地方消費税含む），材料費（飲食業における食材費等），特許取得に係る経費，法人登記に係る経費，当該補助制度の目的と整合性がない活動経費 等